

那覇地方裁判所委員会（第25回）議事概要

1 開催日時

平成27年11月6日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）阿部正幸（委員長），石島正貴，稲嶺幸弘，加藤裕，金城忠雄，島田聡子，
清水一成，鈴木博，鈴木晋一，森本忠昭，与那嶺明彦

（説明者）森鍵裁判官，島袋書記官

（参列者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局次長

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係長，広報係

4 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 意見交換（テーマ：「DV防止法に基づく保護命令制度」の実情について）

意見交換に先立ち，DV防止法の広報用ビデオ（「配偶者からの暴力の根絶をめざして」内閣府男女共同参画局制作，沖縄県男女共同参画センターでいるる相談室から借用）を視聴した後に，DV事件担当の森鍵裁判官から，裁判所で扱うDV事件の説明と取扱い事件数等の実情について説明を行った。その後，委員による意見交換を行った。

【意見交換】（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所（説明者））

●：「DV防止法に基づく保護命令制度の実情」について，意見交換を行います。今回は，DV事件担当の裁判官及び書記官を同席させております。先程，視聴しましたビデオや説明等について，御質問や，御意見，御感想などがあれば，承りたいと思っておりますが，何かございますか。

○：意見や質問ではありませんが，この会に参加させていただきましたので，那覇市の取組などの現状等を御紹介，御報告させていただきます。那覇市では，市民への広報ということで，講演会やポスター掲示などの活動を行っています。いま力を入

れていますのが、公共施設内にある女性用トイレの個室に「一人で悩まないで、相談してください」と記載された書類を置くことです。そこには県内の相談窓口の連絡先一覧が記載されております。相談に足を運べない、どこに相談していいかわからないという方もいらっしゃいますので、そのような取組をしています。また、人目につかないように持ち帰れるようにということも考慮して、女性用トイレの個室に關係する書類等を置いています。相談窓口については、総務部の平和交流・男女参画課の「なは女性センター（那覇市銘苅庁舎内）」と同センターが設置しています「ダイヤルうない」での電話相談、そして保護管理課に「女性相談」という窓口を設置しています。また、相談される方の中には、お子さんがいるケースもあるので、こどもみらい部子育て応援課の「子育て支援室」という部署でお子さんに関する児童虐待の相談も兼ねて相談窓口を設置しています。相談件数については、平成24年度は476件、平成25年度は480件、平成26年度は409件ということで、400件台で推移しています。保護命令が必要と思われるケースについては、担当の相談員が警察署や女性相談所に同行支援をしているところです。平成26年度は警察署に10件、女性相談所に14件の同行支援をしています。DVからの保護ということで住所を知られないようにするための手続きが市民文化部の窓口で申請できます。今年度は4月から9月までに71件の申請があります。課題として、困った事例としては加害者（夫）側が子供の住所を確認したいので、戸籍の附票を取らせてくれと申請する場合があります。女性（妻）を保護するために、住所を伏せられると、父親として子供に会う権利を侵害されてしまうと、窓口で大きな声を出すようなケースが度々あります。また、相談員が保護命令を勧めても、小学生などのお子さんがいらっしゃるお母さんなどは、子供の学校を転校させなければならぬような状況になると躊躇される方が多く、泣く泣く我慢してしまうケースや、保護命令を受けた後のケースの場合は、離婚の裁判を起こしても、相手方が養育費の交渉の中で子供との面会を条件にする場合があります、養育費を我慢せざるを得なくなったケースがあります。

- ：最前線でたくさんの御相談を受けたり、保護命令の申立てに関わっておられるの

だなど再認識させられました。裁判所は保護命令の手続の段階で関わるため、その前段階での取組や、または保護命令発令後も様々なケースに関わっておられるということがわかりました。ありがとうございました。ただいま那覇市の取組の御説明等を含めて、他の委員の方々からの、御意見や御感想をお願いします。

○：裁判所の統計の内訳についてですが、平成26年は88件受付をしたということですが、実際の保護命令が実行されたのは何件で、「取下」が何件、「却下」が何件という内訳を教えてください。また、「取下」とはどのようなケースのことをいうのか具体的に御説明いただきたい。「却下」については双方からお話を聞いた上でのことだと思いますが、その「却下」は、申立人が納得した上での「却下」なのか、可能な範囲で教えてください。

◆：那覇地裁本庁のみの割合となりますが、約80パーセントが「認容」となっています。「取下」は10パーセント程度、「却下」はほとんどありません。「取下」、「却下」の実情ですが、当事者双方のお話を聞いた上で、これは難しそうだと思った時は、これは難しそうだと説明します。「取下」の多くはそういったケースです。また、復縁するからという理由で「取下」となるケースもありますが、本当に再度の暴力もなく円満に復縁できるか心配になることもあります。申立ての全てを「却下」したケースはありません。子に対する部分について「一部却下」したケースなどがあります。「却下」の決定に対して不服がある場合は、高等裁判所に抗告ができます。高等裁判所でもう一度当事者双方のお話を聞いて、認められるのか、認められないのかを判断することになります。高等裁判所で審理の結果、「却下」が取り消されたケースが1件あります。

●：他の委員の方で御意見等はございますか。

◎：先程視聴したビデオですと、保護命令手続についてだけが紹介されて刑事手続は全く執られていませんでしたが、刑事手続が同時進行されることがある場合とでは何か違いがあるのですか。また、期間の話で、6か月経ったから安心ということはないと思いますが、6か月経過後に、保護命令期間の延長や、更新、再度の命令発令等があるのか、その辺りはどのようになっていますか。

◆：期間的にどうなのかという御質問ですが、制度上、1度発令したら終わりということではありません。再度の申立てができることになっています。再度の申立てについては、例えば、保護命令期間が6か月あり、滞りなく期間満了した場合でも、それでもまだ、暴力の恐れがある場合に再度の申立てができます。これとは別に6か月経ってもう一度暴力があった場合に保護命令の申立てを行うのは、別件として扱われますので、再度の申立てとはいいいません。再度の申立てが行われる事案は年間3～4件程度ある状況です。刑事事件が並行している場合については、相手方から話を聴く場合に、警察署や検察庁など加害者の身柄が確保されていれば、裁判所に連れてきてもらう必要があります。多くの場合、警察署や検察庁で取調べを受けている方は事実を認めていることが多いので、裁判所での手続きにおいても、素直に認めることが多いのが現状です。

○：DV法が一定の効果をもっていて、また、それに携わっている方が大変ご苦労されているのは重々承知の上ですが、やはり問題は加害者の方が自覚がないということなのかなど、自覚のない加害者の方がお咎めもないまま放置されていて、彼らにとっては更生プログラムが本当は必要なんだと思うのですが、その更生プログラムを受けることができないというのが問題なんだと思います。それとは別で、保護命令というものも実効性に不安があって、2か月の間に退去するにしても地域的に沖縄の場合、狭いので、どこまで隠れられるのかなどという不安があります。また、事件率が高いということですが、なぜ高いのかというと、考えられる、思いつくものは、トートーメーなどの問題があったり、男尊女卑の風潮が若干残っていたり、若年婚が多くて、若いのが故に、すぐに喧嘩になったりすることなどが考えられます。また、若年婚であるが故に経済的にも厳しい状況で、子供もいて育児も関わるとそこに夫婦間のトラブルが起こってくる等のことが想定されてきます。そういった状況下で2か月の間にどこかに身を隠して、親兄弟から離れ、援助も絶たれた状態でどこかで暮らさなさいと言われてもなかなか難しいのではないかと思います。保護命令等が出た後、どうなったか等のフォローというか、その後の手当等はあるのか伺いたい。

◆：事件後のフォローはしていません。裁判所にその後の情報が入っていく仕組みがあるわけではありません。そもそも、保護命令等を発令してしまったら、その後は他の機関に委ねるという制度になっています。聞くところによりますと、保護命令を守れなかったということで、刑事事件に発展するケースが、平成26年度は0件、起訴には至らなかったが警察が検挙したのが1件ということです。これをどう見るかということですが、警察もかなり頻繁に巡回等をしているようです。加害者に対する指導もかなり綿密にしていると聞いています。それらを踏まえて、この数字ですので、実効性につきましては警察等のご尽力により、それなりに守られているのが現状かなと受け止めているところです。後は、その後の自立支援に上手く繋がっているのか、というところは、裁判所としても非常に心配しているところですが、情報が入ってくる仕組みがないのが現状です。

○：ありがとうございます。これは立法論になってしまうのかなと思うのですが、DV事件に関する保護命令に関しては、どうして被害者の負担において物事が動いて、加害者の方に自覚がないということが問題なんだろうと思うのですが、それを更生するようなプログラムを受けるためには、刑事手続により、1回は処罰されないといけないのかなという気がします。もっと警察が関与できればいいと思うのですが、警察がこのようなケースに関わりにくいというのは、どういうところにあるのか、あまり分からないのですが、おわかりの方はありますか。

●：検察官の立場から何かコメントはございますか。

◎：私の方で何か把握しているということはありません。先程視聴したビデオにも出ていましたが、警察沙汰になること自体、被害者にとってはかなり抵抗があることだと思います。私のところに届く情報はすでに警察沙汰になっているものでしかありません。それでもなおかつ取り下げますとか、よりを戻すとかということがかなりの件数あります。結局のところ、被害者が配偶者に対して「処罰を求めます」と言い切るところに抵抗があるのかもしれないと思います。

○：親告罪だとそうかなという気がします。警察が動くときは生命身体に重大な被害が出るおそれと認定できるケースですから、被害届や親告の有無に関わらずポリス

パワーが出てもいいのかなという気がします。

◆：保護命令と並行して、暴行罪・傷害罪で検挙されている事案は相当数あります。実刑になるかどうかは別にして、証拠がはっきりしているもの、特に警察が現場に臨場し現認しているような場合はかなりの確率で検挙されています。加害者に対する対応をどうするかということは、なかなか難しいところだと思います。一般的には傷害罪や暴行罪に該当するので、それなりの対処を警察や検察が行い処罰すればいいと思います。その後の加害者更生をどうやって図っていくのかが、従来の刑罰の在り方とは違う部分もありますので、非常に難しい問題であろうと思います。

○：6か月間接近禁止にした場合の、再発率等の統計データはありますか。

◆：そういった統計はありませんが、那覇地裁本庁限りでいいますと、再度の申立てが、年間3～4件程度にとどまっていますので、全体的にみると成果があったのかなと推測はできます。

○：離婚を最初から勧めるという選択肢はないのですか。

◆：裁判所で受け付けた保護命令の事件は、殆どの場合、次の段階として離婚事件に進みますが、解決するまで数か月かかります。それは、離婚の裁判では決めることが多数あるからです。例えば親権や、財産、年金の分割などいろいろありまして、弁護士を入れてしっかり話し合った方がいい手続です。保護命令の手続を要する方は、離婚裁判をしては時間を要するため、そんなに待ってられない、生命・身体に危害が及ぶことが切迫しているという事態に対処するのが保護命令制度であり、その制度を先行して利用した後、落ち着いたら、家庭裁判所で離婚調停の手続をしたいと考えている方が多いのが現状です。

●：弁護士の立場から何かありますか。

◎：私自身が弁護士として直接保護命令に関わったことはないのですが、森鍵裁判官から説明があったように、保護命令のあとに離婚で終結するケースもありますが、DVの保護命令とまではいかななくても、かなり強いDVがあり、離婚につながるケースは多いと思います。加害者の方をどうするかということですが、加害者の周りの身内がしっかりしていれば、どうにかなるのですが、多くのケースでは、DVの

加害者を取り巻く親族の側も似たような発想というか、価値観というものを持っている場合が多いと感じます。本当はそういった加害者側の周辺の関係性を作って行く作業もして行かないと本当は難しいのだろうなと離婚事件を担当するときに思っています。

- ：どうもありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょうか。
- ：期間の話に戻りますが、法律ができた頃には6か月では短すぎるとか、2か月では不十分だとかそういった意見がありました。件数等を見る限りでは相応の実効性があると裁判所としては見ているのか、あるいは、期間をもっと長くするとかの議論とは別に、もっと実効性を足らしめるような在り方というものが、この制度上何かあるのか、感じるものがあればお聞かせください。
- ◆：期間をどうするのかというのは、立法当初から問題になったところです。保護命令は、刑罰をもって遵守を強制するという、日本の法制度としては、かなり強い制度です。そういった意味で、現在の期間になったという経緯はございます。その期間を長いとみるか短いとみるかというのは、その期間の中で自立支援がどこまでできるのかということとの兼ね合いだろうというふうに思います。女性センターなど、今、非常に頑張っておられますが、そういった自立支援施設の充実が実効性を高めることにつながるのではないかと思います。再度の申立ての件数が少ないのは、そのような自立支援施設による支援が功を奏しているのではないかと考えています。
- ：どうもありがとうございました。他に何かありますか。
- ：夫が加害者で退去命令が出された場合、その夫の住居はどのように対処されていますか。また、申立人の審尋の後、1週間位して相手方の審尋をするということでしたが、その間の申立人の精神的なフォローなどはありますか。
- ◆：申立人の精神的なフォロー等ですが、女性センター等で一時保護をしておりましたカウンセリング等も受けられますので、そちらの方で、適切に対処されていると認識しています。退去命令となった場合については、法的な手当は全くありません。聞くとところによると、2か月間、友人宅を転々としていたというケースもあるよう

です。

- ：本日は貴重な御意見をお聞かせいただきありがとうございました。それではこれで意見交換は終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(3) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成28年7月頃を予定

テーマ 「裁判所の広報について」